

第3部会（行政運営）

平成20年10月9日

市民意見等に対する部会検討の順序について（案）

- 1 検討期間  
～10月25日まで
- 2 骨子（案）へ取り入れるか否かの検討について
  - （1）別添「市民意見等に対する骨子（案）への取扱作業票」により取り扱いについて検討する。
  - （2）その他の区分の扱い
- 3 骨子（案）の大分類等における各項目整理について  
現分類の加除訂正（まとめたり、省略したりできるか等）について検討をする。
- 4 前文・総則など共管部分の検討について  
各部会で検討するかどうかも含めて運営調整会議の指示待ちとなる。
- 5 その他

※市民意見等に対する骨子（案）への取扱作業票

整理区分		内容	
I 意見・要望事項			
1	骨子案に取り上げる	(1)	意見・要望の趣旨に沿い骨子案に反映させる。
2	骨子案に取り上げない	(1)	既に骨子案に記述している。
		(2)	参考意見とする。
		(3)	その他
II 質問事項			
3	質問への対応	(1)	当日、会場で説明している。
		(2)	質問事項を行政に伝える。
		(3)	その他

〈参考資料〉

「(仮称)越谷市自治基本条例」(骨子案)に対する市民・関係団体等からの意見集約について

1 「(仮称)越谷市自治基本条例」(骨子案)の周知及び意見募集の実施

(1) 市民・関係団体等への周知・意見募集

① 広報媒体等の活用

ア 市広報 9月1日号

イ その他 ・市ホームページ 9月1日～  
・地区センター等行政窓口配布など

⑤ 「(仮称)越谷市自治基本条例」(骨子案)説明会の実施  
説明会一覧表のとおり

(2) その他

「(仮称)越谷市自治基本条例」(骨子案)の閲覧場所  
・地区センター等行政窓口など

2 意見・要望結果総括表

	分類別件数
(1) 提出のあった意見・要望等	
(2) 説明会での意見・要望等	
(3) 説明会アンケートによる意見・要望等	
計	

3 意見・要望の概要及び取扱い(案)

別添「整理表」のとおり。